

令和7年度

第1回 日田市地域公共交通確保維持協議会

(資 料)

日時: 令和7年6月20日(金)14時30分～

場所: 日田市役所 7階 大会議室

《資料目次》

・ 日田市地域公共交通確保維持協議会 規約	1～2
・ 日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿	3
・ 日田市公共交通利用者数実績	4

< 議案 >

【2】 令和7年度 事業・予算（案）

・ 日田市地域公共交通計画（目標を達成するための施策及び取組）	5～12
---	------

【3】 令和8年度（R7.10.1～R8.9.30）フィーダー補助金の計画（案）

・ 日田市地域公共交通計画（数値目標）	13～14
-------------------------------	-------

< 報告 >

【1】 日田市地域公共交通利便増進実施計画の策定経過

・ 日田市地域公共交通利便増進実施計画イメージ図	15
・ 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付決定通知書	16～17

【3】 広報ひた5月号公共交通特集

・ 広報ひた5月号特集記事	18～20
-------------------------	-------

日田市地域公共交通確保維持協議会規約

(目的)

第1条 日田市地域公共交通確保維持協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び第27条の16の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」という。）の策定及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項

(協議事項)

第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画及び利便増進実施計画の策定並びに変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画及び利便増進実施計画の実施の協議並びに連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画及び利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等の協議に関する事項
- (5) 路線の休止又は廃止に関する事項
- (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) 前6号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 日田市長
- (2) 九州運輸局大分運輸支局長
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者（日田バス株式会社）
- (4) 日田市タクシー協会
- (5) 一般社団法人大分県バス協会
- (6) 一般社団法人大分県タクシー協会
- (7) 鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 住民又は利用者の代表
- (10) 大分県西部振興局

- (11) 大分県日田土木事務所
- (12) 大分県日田警察署
- (13) 日田市の交通施策関係担当部長
- (14) 学識経験者
- (15) その他日田市長が必要と認める者

(会長及び職務代理者)

第4条 協議会に会長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は構成員の3分の2以上の出席（代理出席及び委任出席を含む。）により成立する。
- 3 会議の議決方法は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃料金部会)

第9条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

- 2 運賃料金部会は、道路運送法第9条第4項及び第9条の3第3項に定める協議会とする。
- 3 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
 - (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項
 - (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項
- 4 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 日田市長又はその指名する者
 - (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
 - (3) 九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 住民又は利用者の代表
- 5 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
- 6 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。
- 7 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに会長に報告するものとする。
- 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。

(分科会)

第10条 第2条第1項第1号に掲げる業務について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、日田市地域振興部地域振興課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年5月30日から施行する。
- 2 第6条本文の規定に関わらず協議会発足時の最初の委員の任期について、2年とあるのは、平成25年1月31日とする。

附 則

- 1 この規約を、平成24年5月28日に改正する。
- 2 この規約を、平成26年2月10日に改正する。
- 3 この規約を、平成28年4月1日に改正する。
- 4 この規約を、平成29年2月21日に改正する。
- 5 この規約を、令和5年1月27日に改正する。
- 6 第6条本文の規定に関わらず令和5年1月27日規約改正時の最初の委員の任期について、2年とあるのは、令和7年3月31日とする。
- 7 この規約を、令和6年2月20日に改正する
- 8 この規約を、令和6年6月21日に改正する

日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿

任期: 令和7年4月1日～令和9年3月31日

No	役 職	代表する項目	氏 名	所属・職名	備 考
1	会 長	日田市長	棕野 美智子	日田市長	
2	委 員	九州運輸局大分運輸支局長	藤木 淳史	九州運輸局大分運輸支局長	
3	委 員	一般乗合旅客自動車運送事業者(日田バス株式会社)	本田 哲	日田バス(株) 代表取締役社長	監査委員(H28第3回確保維持協議会で決定。あて
4	委 員	日田市タクシー協会	足立 茂	日田市タクシー協会 会長	前任委員: 石川尚文氏 期間: 令和7年4月1日 ～6月11日
5	委 員	一般社団法人大分県バス協会	望月 郁男	大分県バス協会 専務理事	
6	委 員	一般社団法人大分県タクシー協会	江熊 春彦	大分県タクシー協会 専務理事	
7	委 員	鉄道事業者(九州旅客鉄道株式会社)	田村 直樹	日田駅長	
8	委 員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	下城 実	日田バス労働組合 執行委員長	
9	委 員	住民又は利用者の代表	森高 重春	日田市自治会連合会 副会長	監査委員(H28第3回確保維持協議会で決定。あて
10	委 員	住民又は利用者の代表	柿本 靖生	日田市自治会連合会 理事	
11	委 員	住民又は利用者の代表	江藤 説子	日田市東部地域包括支援センター 管理者	
12	委 員	住民又は利用者の代表	三宮 智恵美	日田市南部地域包括支援センター 管理者	
13	委 員	大分県西部振興局	高木 政幸	大分県西部振興局長	
14	委 員	大分県日田土木事務所	森崎 貴嗣	大分県日田土木事務所長	
15	委 員	大分県日田警察署	橋本 寛之	大分県日田警察署長	
16	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	宮木 哲也	日田市地域振興部長	
17	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	河野 健資	日田市福祉保健部長	
18	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	瀬口 英隆	日田市文化スポーツ観光部長	
19	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	犬友 得央	日田市土木建築部長	
20	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	衣笠 雄司	日田市教育次長	
21	委 員	学識経験者	鎌田 実	東京大学 名誉教授 一般財団法人日本自動車研究所 代表理事 研究所長	
-	オブザーバー	-	西藤 法樹	大分県企画振興部交通政策局 地域交通・物流対策室 主幹(総括)	

※R2.4バス路線廃止に伴う
乗合デパート7路線追加
R5.2月ひたは
しり号再編↓

各年度9月末現在

日田市公共交通利用者数実績

日田市公共交通利用者数実績								
市内・夜明循環バス年間利用者数	市内循環バス ひたはしり号		令和元年度 (H30.10.1～R1.9.30)	令和2年度 (R1.10.1～R2.9.30)	令和3年度 (R2.10.1～R3.9.30)	令和4年度 (R3.10.1～R4.9.30)	令和5年度 (R4.10.1～R5.9.30)	令和6年度 (R5.10.1～R6.9.30)
		Aコース(右回り)	12,644	8,526	8,149	8,958	23,299	26,241
		Aコース(左回り)						
		Bコース(右回り)	17,641	14,652	13,013	13,446	23,135	25,641
		Bコース(左回り)						
		Cコース(右回り)	25,565	21,831	19,577	19,833	33,009	32,307
		Cコース(左回り)						
		Cコース(環状旅館街方面・往復)	455	304	228	203	—	—
		Dコース(右回り)	29,194	25,762	27,502	29,343	—	—
		Dコース(左回り)					—	—
ひたはしり号計		85,499	71,075	68,469	71,783	79,443	84,189	
夜明循環線(H29～開循環含む)		1,682	565	—	—	—	—	
杷木循環線		1,070	660	—	—	—	—	
杷木線		496	—	—	—	—	—	
市内中心部合計		88,747	72,300	68,469	71,783	79,443	84,189	

廃止代替バス	有田線	2,174	910	—	—	—	—
	山手線	1,228	451	—	—	—	—
計		3,402	1,361	—	—	—	—
福祉バス	串川線	357	313	473	418	538	391
	堂尾線	836	694	555	516	639	540
	月出山線	685	508	538	553	531	411
	高花線	412	505	440	356	251	287
	大鶴線	1,454	1,270	1,021	816	580	327
	尾当線	297	276	225	157	111	183
	計	4,041	3,566	3,252	2,816	2,650	2,139
	市営上・中津江バス	13,010	11,377	10,539	10,550	10,907	11,016
	小計	20,453	16,304	13,791	13,366	13,557	13,155
	枝立線(日田～枝立)	10,473	8,104	7,425	8,956	10,171	13,809
路線バス 利用者数(日田 数バス)	枝立線(日田～松原タム)	—	—	—	—	—	—
	枝立線(日田～大山振興局)	—	429	729	302	519	869
	五馬線	5,192	4,682	4,422	4,323	3,814	3,135
	大野線	3,964	1,818	—	—	—	—
	出野線	1,378	466	—	—	—	—
	小鹿田線(日田～皿山)	6,944	5,481	5,532	5,320	5,136	6,195
	小鹿田線(下藤山～皿山)	2,321	1,311	1,791	2,161	1,714	1,958
	済生会線	209	23	—	—	—	—
	天瀬森町線	3,753	3,394	2,745	2,427	2,341	2,845
	高塚森町線	15,896	13,020	11,527	10,207	10,185	10,192
	高塚線(H26.5廃止→H30再開 ※1/1～3のみ)	53	55	28	39	32	24
	小計	50,257	38,783	34,199	33,755	33,912	39,027
	伏木	175	99	225	217	253	220
	大鶴～済生会	237	125	151	258	222	119
	大鶴	1,284	891	959	937	792	649
	求来里	261	241	161	325	281	246
乗合デパート(お出かけ支援)タクシー利用者数	三池・池辺	245	251	148	106	59	30
	本城(※R2は7月豪雨災害対応を含む)	685	669	625	430	418	595
	山浦(※R2は7月豪雨災害対応を含む)	111	113	72	113	152	168
	宮園高倉	72	23	4	0	8	1
	君迫北支田	—	13	16	20	48	6
	座目木	—	1,069	1,984	1,554	1,066	892
	星弘高瀬	—	169	468	333	463	422
	有田市役所(東有田)	—	206	621	904	1,043	728
	有田市役所(西有田)	—	17	104	221	189	182
	夜明関町	—	275	836	645	466	320
	高井町	—	61	169	313	382	387
	三春原	—	36	151	140	77	100
	大山	—	—	—	—	17	221
	前津江赤石(H27.7～H29.1)	—	—	—	—	—	—
	小野線(H29.9～12)	—	—	—	—	—	—
	三春原(おでかけ支援)	75	28	—	—	—	—
	福島【おでかけ支援】(※R2は7月豪雨災害対応を含む)	254	287	199	134	156	122
	袋【おでかけ支援】	0	0	0	0	0	0
	出羽【おでかけ支援】(※R2は7月豪雨災害対応を含む)	117	130	73	63	59	23
	漆原【おでかけ支援】	224	117	12	0	0	0
	大鈞【おでかけ支援】	0	0	0	0	0	0
	小計	3,740	4,820	6,978	6,773	6,151	5,431
	市内周辺部合計	74,450	59,907	54,968	53,874	53,620	57,613

市内合計(日田市内のみ運行分)		163,197	132,207	123,437	125,657	133,063	141,802
西鉄	神形野線(杷木発～前津江柚木コミセツ)	7,028	4,715	4,012	3,734	4,547	4,418
	神形野線(浮羽発～前津江柚木コミセツ)	1,172	535	327	390	492	357
	中井線(R1から前坂～日田)	14,759	23,421	17,026	22,017	20,055	16,574
	※以前は部馬渠(角形町)～日田						
総合計		186,156	160,878	144,802	151,798	158,157	163,151

目標を達成するための施策及び取組の実施時期と実施主体は、以下のとおりとします。

基本方針	施策	取組
基本方針1 持続可能な公共交通 ネットワークの維持 確保	1) 公共交通網の再編	① 既存地域公共交通の確保・維持
		② 公共交通の再編により新たに生じる公共交通空白 地域に対する代替手段の検討
		③ 効率的・効果的な交通網の充実
		④ 公共交通の運転手の確保
	2) 利便性の向上	⑤ わかりやすい時刻表やマップの作成と情報提供
基本方針2 まちづくりの視点か らみた公共交通にか かる周辺施策との連 携	1) これからのまちづくり を支える公共交通ネッ トワークの強化	⑥ キャッシュ決済導入の検討
		⑦ 全ての人にやさしい車両への更新
		⑧ 市営上・中津江デマンドバスの運賃見直しの検討
		⑨ 多分野との政策連携
		⑩ 高齢者のお出かけ機会の創出
基本方針3 地域全体で公共交通 を創り上げ・守り・育 てる	1) 市民協働体制の構築	⑪ 観光まちづくりに合致した周遊ネットワークの形成
		⑫ 交通事業者・地域と連携した効果的な地域公共交通 の運行・運営
		⑬ 住民・交通事業者・市の協働体制づくり
		⑭ 公共交通の利用促進に向けた啓発活動

取組の概要	実施予定時期					実施主体		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	日田市	交通事業者	市民 その他（関係団体等）
取組① 鉄道及び BRT・路線バス・ひたはしり号・福祉バス・デマンドタクシー（バス）・タクシーの効率化的運用について調査・検討を行う。	① R5～9 で調査・検討					◎	◎	○
取組② 乗合タクシー（デマンド運行等）の運行やタクシーを積極的に活用する。	② R5～9 で検討・実施					◎	○	○
取組③ 日田市街地におけるひたはしり号の更なる充実や大山地区におけるデマンドタクシー実証実験、広域圏の公共交通との連携強化を行う。	③ 市街地：R5～9 で検討・実施					◎	○	
	③ 広域圏：R5～9 で調査・検討							
取組④ 運転手確保の取組を行う。	④ R5～9 で検討・実施					○	◎	
取組⑤ わかりやすく、使いやすい時刻表や交通マップを作成する。	⑤ R5 で検討、R6～9 で実施					◎	○	
取組⑥ 市内全域でキャッシュレス決済の導入を検討する。	⑥ R5～9 で検討・実施					○	◎	
取組⑦ 低床・環境対応車両や小型車両の導入を推進する。	⑦ R5～9 で検討・実施					○	◎	
取組⑧ 市営上・中津江デマンドバスの運賃体系見直しを検討する。	⑧ R5～9 で調査・検討					◎	○	
取組⑨ 公共交通にかかわりの深い部署と、政策連携を図る。	⑨ R5～9 で実施					◎	◎	○
取組⑩ 高齢者のお出かけ機会を創出するための、イベント開催等を検討する。	⑩ R5～9 で検討・実施					◎	◎	○
取組⑪ 観光ニーズの多い地域を想定したルート設定を検討しつつ、既存路線で行きにくい観光地等については、観光ルートの開発等を検討する。	⑪ R5～9 で検討・実施					◎	○	○
取組⑫ 市民や民間サービス事業者等と連携し、公共交通の利用促進を図るほか、交通事業者と連携し、公共交通事業の生産性向上にかかる調査・研究等を行う。	⑫ R5～9 で調査・検討					◎	◎	○
取組⑬ 公共交通の利用者を参集した地域座談会を開催し、地域自らが主体となり移動手段の確保や公共交通利用環境の改善などを実施、それを交通事業者と行政がサポートする体制をつくる。	⑬ R5～9 で実施					◎	○	○
取組⑭ 市民の意識が公共交通の積極的な利用につながるためのバスの乗り方教室などの啓発活動を行う。	⑭ R5～9 で実施					◎	○	○

実施主体：◎…中心的な立場で実施、○…協力的な立場で実施

6-2-2 施策の内容

目 標	1	持続可能な公共交通ネットワークの維持確保
施策	1) 公共交通網の再編	
取組① 取組の概要	①既存地域公共交通の確保・維持 ○鉄道及びBRT・路線バス・ひたはしり号・福祉バス・デマンドタクシー（バス） タクシーの効率的運用 ・効率的で効果的な地域公共交通ネットワークを構築するため、交通事業者間で連携しつつ、鉄道及びBRT・路線バス・ひたはしり号・福祉バス・デマンドタクシー（バス）・タクシーの効率的運用について調査・検討を行います。	
実施主体	日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）	
取組② 取組の概要	②公共交通の再編により新たに生じる公共交通空白地域に対する代替手段の検討 ・バスがサービス縮小・路線撤退した場合の代替手段としては、交通安全性の確保、さらには交通資源の有効活用等の観点から、乗合タクシー（デマンド運行等）の運行やタクシーを積極的に活用します。	
実施主体	日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）	
取組③ 取組の概要	③効率的・効果的な交通網の充実 ○日田市街地における交通網 ・日田市街地における移動利便性の向上とさらなる回避促進に向け、循環型交通の更なる充実を図ります。なお、既存のひたはしり号のサービス改善の1つとして市街地の潜在的な需要が見込まれる地域への乗り入れを検討します。 ・市街地を運行するバスは、住居や公共施設等が集積したエリアなどに運行を限定し、効率的・効果的な移動環境を構築します。 ○周辺部における交通網 ・地区内移動の利便性向上の一環として、大山地区においてデマンドタクシー等の実証実験を行います。	
実施主体	日田市、交通事業者	
取組④ 取組の概要	④公共交通の運転手の確保 ・交通事業者は主体的に運転手確保の取組を行います。 ・交通事業者の限られた資源（人・車両）の合理的な活用を図り、路線バス運行の効率化を行います。 ・市は主催の企業説明会等へ交通事業者の参加を促すなどの情報提供を行い、交通事業者とともに雇用機会の創出に努めます。	
実施主体	交通事業者、日田市	

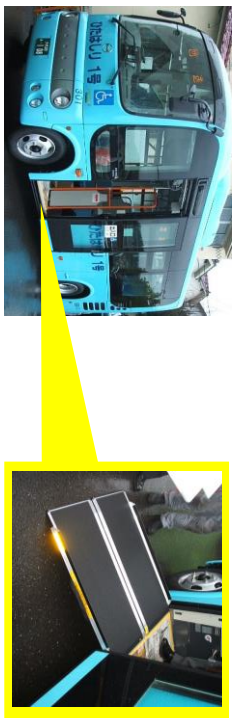
目 標	1	持続可能な公共交通ネットワークの維持確保
施策	2) 利便性の向上	
取組⑤ 取組の概要	⑤わかりやすい時刻表やマップの作成と情報提供 ○市民・来街者にわかりやすいバスマップ・路線図等の作成と情報提供 - 公共交通の路線図や時刻表等を記載した「公共交通マップ」を作成し、各公共交通機関の乗り継ぎ等をわかりやすくすることで利用促進を図ります。 - 観光客等の来訪者が行きたい場所に行くのに分かりやすい情報を提供するため、路線図等を作成し、交通拠点等に掲示することで、多目的なニーズに対応した情報提供を行います。 ○使いやすい公共交通時刻表の作成 - 路線バス及びコミュニティバスなど、市内の地域公共交通を全て網羅した総合的な公共交通時刻表を作成します。なお、市役所（振興局等含む）、地区公民館、医療機関、商業施設など市民が集う主要な施設に留め置きます。 ○公共交通の時刻表・マップの戦略的配布 - 作成した公共交通の時刻表やマップは全戸配布を基本としつつも、自主的に公共交通での移動に行動変容してもらいやすいと考えられる免許返納者や市内への転入者等の手元に作成物が確実に届く配布方法（例：市役所窓口での恒常的配布）を検討・実施します。 ○交通情報の発信 - SNS の活用により、幅広い層に対し、効率的かつ効果的な情報発信を行うことを検討します。	
実施主体	日田市、交通事業者	
取組⑥ 取組の概要	⑥キャッシュレス決済導入の検討 支払い時の負担軽減のため、市内全域でキャッシュレス決済（例：ひた pay やQRコード決済、交通系ICカード決済）の導入を検討します。	
実施主体	交通事業者、日田市	

**取組⑦
取組の概要**

⑦全ての人にやさしい車両への更新

- ・バス車両の更新は、低床・環境対応車両や小型車両の導入を推進します。
- ・日田市は関係機関と連携しつつ、それらの車両が利用しやすい環境の整備や周知・利用促進などを行います。

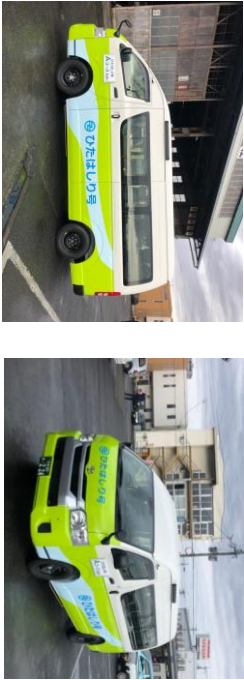
■低床バスの導入（市内循環バス「ひたはしり号」）



■小型車両の導入（日田市営バス）



■ひたはしり号



実施主体

交通事業者、日田市

**取組⑧
取組の概要**

⑧市営上・中津江デマンドバスの運賃見直しの検討

- ・対キロ運賃からエリア均一運賃等に運賃体系見直しを検討します。

実施主体

日田市、交通事業者

目 標	2	まちづくりの視点からみた公共交通にかかわる周辺施策との連携
施策	1) これからのまちづくりを支える公共交通ネットワークの強化	
取組⑨ 取組の概要	⑨多分野との政策連携 公共交通に関わりの深い観光、福祉等をはじめとする関係部署や地域の関係者と話し合い、必要なものは何か、共にできるものはないか等、より効果的な移動支援サービスの構築に向け、政策連携を図ります。	
実施主体	日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）	
取組⑩ 取組の概要	⑩高齢者のお出かけ機会の創出 - 高齢者の日常生活・社会参加を継続させることは、介護予防の観点から重要であり、外出意欲の向上、外出機会の増加にも好影響を与えることから、気軽に移動できる環境整備について検討します。 - イベント開催案内チラシ等への公共交通の具体的な利用方法の記載について検討、実施します。 - 公民館事業やイベント開催時に併せ、高齢者を対象に「公共交通を利用してみよう！」を実施、実際にバス等を体験してもらうことを検討、実施します。	
実施主体	日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）	
取組⑪ 取組の概要	⑪観光まちづくりに合致した周遊ネットワークの形成 - 市内の交通拠点と観光施設、宿泊施設等を連絡する路線について、特に観光ニーズの多い地域を想定したルート設定を検討します。 - 観光分野では、アタタココロナを見据え、来訪者のスムーズな市内周遊を実現するためのアクセス手段の充実を図ります（進撃の巨人等観光トレンドを見据えた観光コンテンツとの連携等）。 - 既存路線で行きにくい観光地等については、アクセス向上のため、タクシー利用のPR や情報発信、観光ルートの開発等を検討します。 - 公共交通を補完する手段として自転車を活用した周遊観光の仕組みづくりを行います。	
実施主体	日田市、交通事業者、その他（関係団体等）	

目標3

地域全体で公共交通を創り上げ・守り・育てる

施策

1) 市民協働体制の構築

取組⑫

取組の概要

⑫交通事業者・地域と連携した効果的な地域公共交通の運行・運営

・ 利用促進啓発チラシの配布や市の広報等を活用し、鉄道やバス等の地域公共交通の各種情報などを広く周知していきます。

■ 日田市（R5年2月号）

・ 市が定期的に利用状況を把握し、自治会長や民生委員・児童委員、公民館関係者等の協力のもと、広報紙やバス車両等で利用状況を利用者や沿線地区住民に報告します。なお、利用が著しく少ない等の特定地区等においては、年に複数回の座談会・報告会の開催を行います。

・ 医療機関や商業施設等と協力し合って、公共交通利用者を増やすための取組を行います。

例：地域公共交通の利用促進を促す情報媒体（チラシ等）の留め置き
例：路線バス・コミバス沿道の民間施設（公共施設、医療施設、商業施設）の敷地を活用した待合スペースの確保

・ バス、タクシーによる移動確保策の実施が困難な地域で、地域住民が互助による移動手段の確保について、積極的に取り組む意向がある場合は、NPO等が行う「自家用有償旅客運送」や道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」について、地域と共に導入に向けた調査、検討を行います。

実施主体

日田市、交通事業者、市民、その他（関係団体等）

取組⑬ 取組の概要	⑬住民・交通事業者・市の協働体制づくり ・公共交通の利用者（特に高頻度利用者）を参集した地域座談会を開催し、地域自らが主体となって移動手段の確保や公共交通利用環境の改善などを実施し、それを交通事業者と行政がサポートする体制をつくります。
	■ 日田市 H30 地域座談会①  ■ 日田市 H30 地域座談会② 
実施主体	日田市、市民、交通事業者、その他（関係団体等）
取組⑭ 取組の概要	⑭公共交通の利用促進に向けた啓発活動 ・市民の意識が公共交通の積極的な利用につながるためのバスの乗り方教室などの啓発活動を行います（対象：地域住民、各種事業所等）。 ・JR 日田駅を中心として、鉄道（駅前広場・駅舎・車両等）を最大限活用した賑わいづくり・公共交通の愛着度向上等を行います。 ・車両に待機している車両（空き車両等）等を活用して、車両に乘るだけでも楽しい仕掛け・工夫を講じて、公共交通の新しい価値を官民連携して創造します。 ＜例＞ ・ギャラリーバス・ギャラリー電車 ・地産地消に関する商品等を車両に乗せて走るマルシェバス（買い物バス） ・ハロウィンやクリスマス等における車内装飾と運転席で記念撮影会 ・働く車（バス・タクシー）の洗車体験
	■ 日田市バスの日イベント風景    （R4.9.23 日田駅前広場を中心に開催）
実施主体	日田市、交通事業者、市民

6-2 計画の目標及び目標を達成するための施策・実施主体

6-2-1 計画の目標及び目標を達成するための施策・実施主体の全体像

基本理念

基本方針・目標

【数値目標】 ●評価指標（アウトカム指標） ●活動指標（アウトプット指標）

私たちの暮らしを守る
持続可能な地域公共交通づくり

目標 1 持続可能な公共交通ネットワークの維持確保

- 鉄道及びBRT（日田市内駅）の乗車数
目標値（R9） 800人/日以上 [現況値：715人/日（R3/2021）]
- 路線バスの年間利用者数
目標値（R9） 65,000人/年以上 [現況値：59,876人/年（R4/2022）]
- ひたはしり号の年間利用者数
目標値（R9） 79,000人/年以上 [現況値：71,783人/年（R4/2022）]
- タクシーの年間利用者数
目標値（R9）乗合タクシー：7,500人/年以上 [現況値：6,773人/年（R4/2022）]
目標値（R9）タクシー：420,000人/年以上 [現況値：380,294人/年（R3/2021）]
- 全バス車両に占める低床バスの割合
目標値（R9） 80% [現況値：55.6%（R4/2022）]
- 公共交通への公的資金投入額（総額・利用者1人あたり・市民1人あたり）
目標値（R9）総額：155,000千円/年度未満 [現況値：154,670千円/年度（R3/2021）]
目標値（R9）利用者：970円/人未満 [現況値：1,065円/人（R3/2021）]
目標値（R9）市民：2,800円/人未満 [現況値：2,477円/人（R3/2021）]
- ひたはしり号の収支率
目標値（R9） 31% [現況値：30.6%（R3/2021）]

目標 2 まちづくりの視点からみた公共交通にかかる周辺施策との連携

- 観光入込客数
目標値（R9） 260万人 [現況値：1,912,341人（R3/2021）]
- 特定観光施設の最寄りバス停での乗降客数
目標値（R9） 8人/日 [現況値：5人/日（R4/2022）]
- 高齢者（65歳以上）の公共交通利用割合
目標値（R9） 3割以上 [現況値：28.6%（R4/2022）]

目標 3 地域全体で公共交通を創り上げ・守り・育てる

- 民間施設を活用した待合スペースの確保
目標値（R9） 1箇所/年以上新設 [現況値：－]
- 乗り方教室参加者の公共交通利用増加割合
目標値（R9） 1割以上 [現況値：－]

事業や目標値については、上述の目標を達成するために、必要に応じて修正・追加等を行う場合があります。

◆評価指標の目標値算出根拠

基本方針	評価指標	目標値算出根拠	
			コロナ前との比較
基本方針1 持続可能な公共交通ネットワークの維持確保	鉄道及びBRT（日田市内駅）の乗車数	人口減少や新しい生活様式の普及等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ利用者数の現況値から、1割増しを目指し、目標に設定	88.8%
	路線バスの年間利用者数		90.4%
	ひたはしり号の年間利用者数		94.6%
	タクシーの年間利用者数		65.4%
	全バス車両に占める低床バスの割合	・バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標（2021令和3）年度～2025（令和7）年度）では、乗合バス車両の総車両数から適用除外認定車両を除いた車両数に占めるノンステップバスの割合を約80%としているため、それ以上を目指し、目標に設定	
	公共交通への公的資金投入額（総額・利用者1人あたり・市民1人あたり）	・公的資金投入額…概ね現状と同程度であることを目指し、目標に設定 ・利用者数…現況値の1割増しを目指し、目標設定に反映 ・人口…今後の人口減少を考慮し、目標設定に反映	
	ひたはしり号の収支率	・概ね現状以上を目指し、目標に設定	
	観光入込客数	・観光振興基本計画の目標設定を踏襲	
	特定観光施設の最寄りバス停での乗降客数	・大山ダム（現状の最寄りバス停：中川原）と道の駅水辺の郷おおやま（最寄りバス停：水辺の郷おおやま前）を対象として、概ね1.5倍に増加させることを目指し、目標に設定	
基本方針2 まちづくりの視点からみた公共交通にかかわる周辺施策との連携	高齢者の公共交通利用割合	・5年に1回の計画策定前の市民アンケートを通じて、「月に1回以上公共交通を利用する」と回答した高齢者の割合が3割以上いることを目指し、目標に設定	
	民間施設を活用した待合スペースの確保	・1年に1箇所以上を新設、計画期間内に5か所以上の確保を目指し、目標に設定	
基本方針3 地域全体で公共交通を創り上げ・守り・育てる	乗りの方教室参加者の公共交通利用増加割合	・参加者に対する効果測定（一定期間経過後アンケート調査）を通じて、「公共交通を月に1回以上利用している」と回答した割合が1割以上いることを目指し、目標に設定	

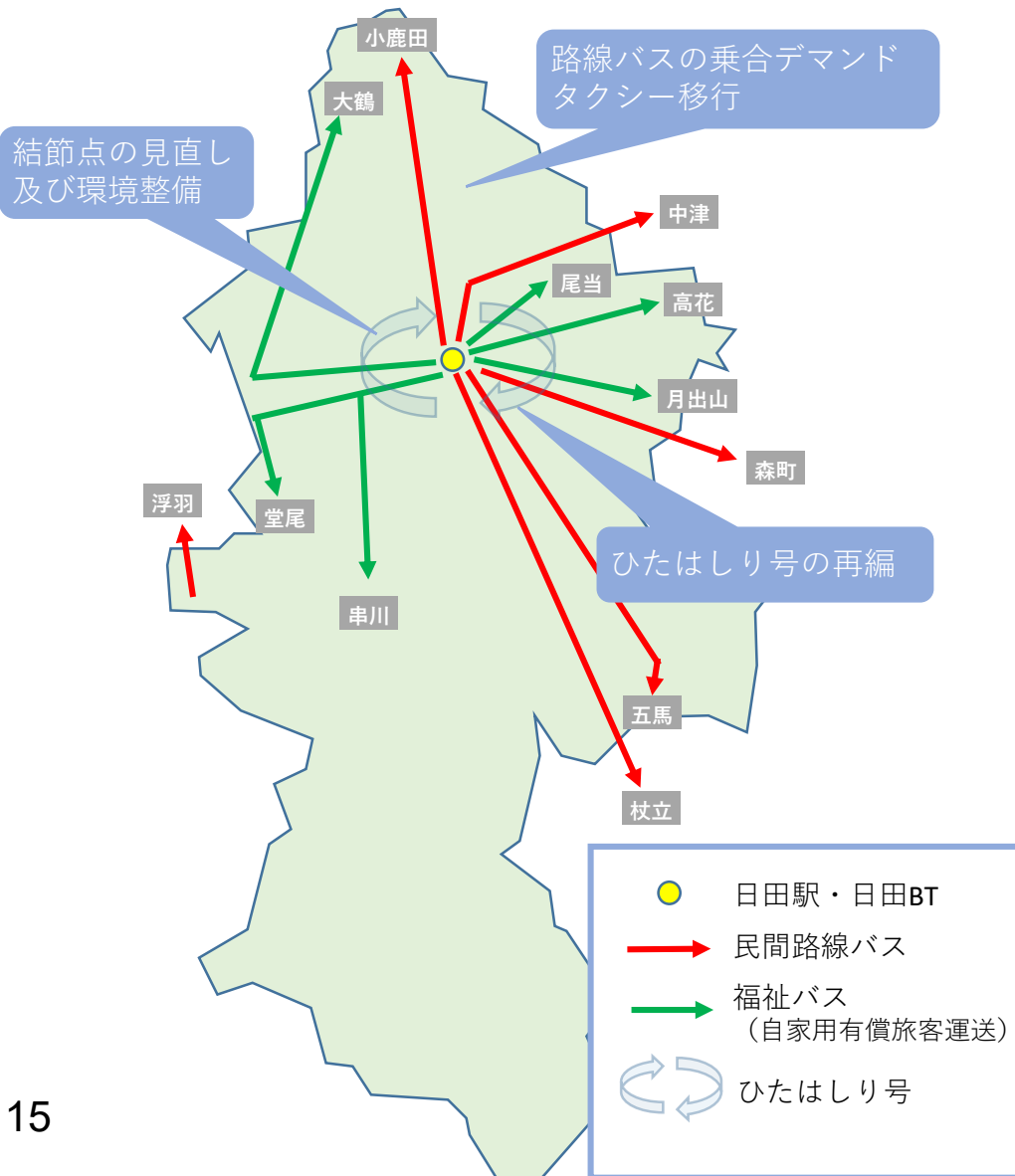
■路線バス（コミュニティバス・自家用旅客運送含む）の廃線及び、潜在的な需要が見込まれる地域への乗り入れを検討し、交通網を再編することで運行の効率化と利用者の利便性の向上を図る。

利便増進事業の内容

- 路線バスの乗合デマンドタクシー移行**
 - ・市周辺部を運行する民間路線バス、福祉バスについて利用率が低い路線を廃止し、自宅付近まで乗り入れる乗合デマンドタクシーへ移行
- ひたはしり号（コミュニティバス）の再編**
 - ・潜在的な需要が見込まれる地域への乗り入れを検討
- 結節点の見直し及び環境整備**
 - ・バスの運行ルート見直しに併せて、バス同士や、他の交通モードとの接続先となる結節点の位置の見直しや、当該バス停の環境整備を行う
- わかりやすい時刻表やマップの作成**
 - ・公共交通全体の路線図や時刻表等を記載した「公共交通マップ」を作成し、各公共交通機関の乗継等をわかりやすくすることで利用を促進する

計画期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日



日田市地域公共交通確保維持協議会
会長 棕野 美智子 殿

九州運輸局長
(公 印 省 略)

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業)) 交付決定通知書

令和7年4月8日付けで申請のあった「令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業))」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条の規定により、令和7年5月19日付け国総地第78号をもって国土交通大臣が下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業

地域公共交通利便増進事業

※内容別紙

2. 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	8,206,000 円
補助金の額	金	3,128,000 円

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通利便増進事業の実施に関する計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

(別紙)

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業)) 交付決定事業

補助対象事業者名 : 日田市地域公共交通確保維持協議会 (単位: 円)

補助対象事業の名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 日田市地域公共交通利便増進実施 計画策定調査業務 【内容】 ・路線バスの利用状況及び乗継拠 点等に係る現状調査 ・再編・見直しの方向性の検討 ・計画(案)のとりまとめ ・協議会の開催	着手予定日 : 交付決定日以降 完了予定日 : 令和8年3月31日	8,206,000	3,128,000

Hिता

広報ひた / No.1333
Public Relations Magazine

2025

5



公共交通を
次の世代に

乗って残そう

地域の

宝



公共交通を
次の世代に

乗っ て 残 そ う

地 域 の 宝

日田市には、様々な公共交通があります。

皆さんは、何が走っていて、どのくらい市の財源が使われているかを知っていますか？ 今号では、「日田市障がいによる差別を解消し、誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」のイメージキャラクター「ポップस्कン」と共に、市の公共交通の現状をお届けします。

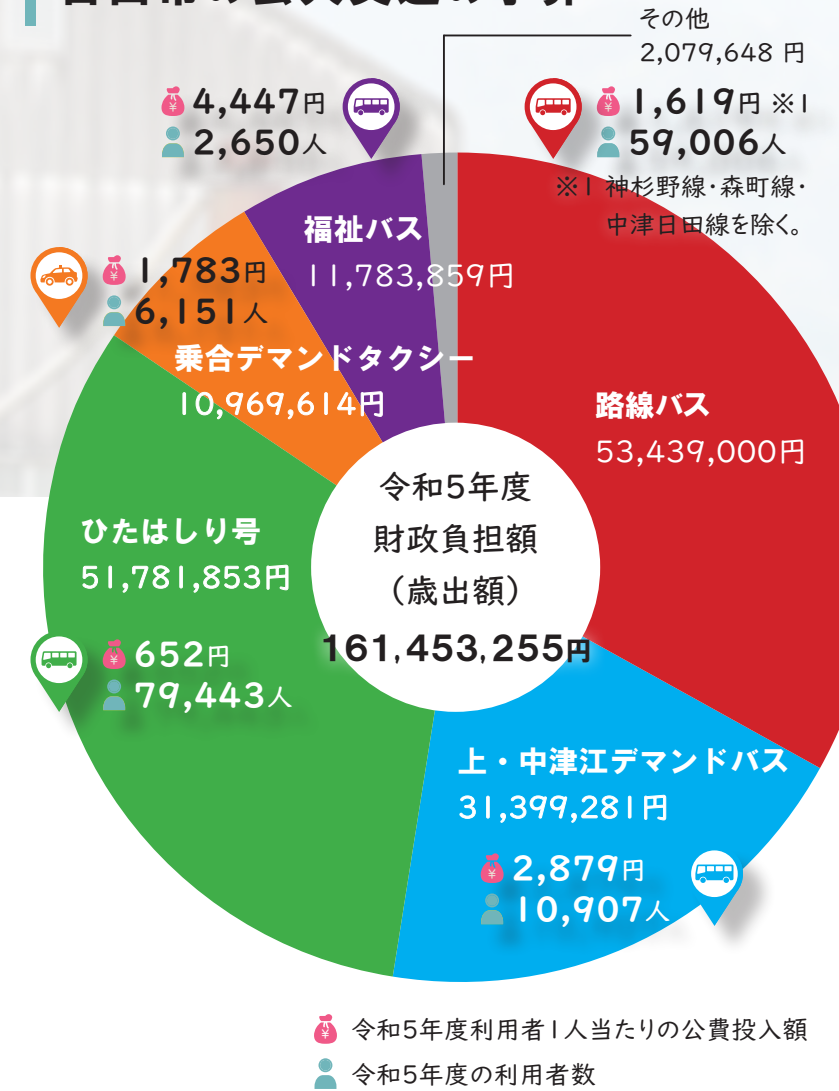
問 地域振興課公共交通係 ☎ 8356 (市役所6階)



ポップस्कン
@KAORU



日田市の公共交通の予算



市内の公共交通一覧



JR久大本線

福岡県久留米市と大分市を結び、JR九州の鉄道路線。日田市内の駅は、夜明駅・光岡駅・日田駅・豊後三芳駅・豊後中川駅・天ヶ瀬駅・杉河内駅。



市内循環バス「ひたはしり号」

市内中心部を運行しているコミュニティバス。A・B・Cの3つのコースに分かれており、1回100円で乗車できる。



乗合デマンドタクシー

JRや民間路線バスが運行していない地域の人の通院や買い物などへの移動手段を確保するため、予約に応じて運行する乗合タクシー。全21路線あり、電話予約をすると、自宅から最寄りのバス停又は駅まで利用できる。



上・中津江デマンドバス

上・中津江地区全域と大山町、小国町の一部を予約に応じて運行するデマンドバス。電話予約をすると、自宅から地区内の目的地まで利用できる。



JR日田彦山線BRTひこぼしライン

JR九州が令和5年8月28日から、添田駅～夜明・日田駅間を運行しているバス。彦山駅～宝珠山駅の約14kmは、BRT専用道として線路敷を走行している。



民間路線バス

日田バス(株)が運行する「小鹿田線」「日田－森町線」「五馬線」「杖立線」と、大交北部バス(株)が運行する「中津日田線」がある。



福祉バス

公共の移動手段が少ない遠隔地と市内中心部間を、スクールバスの空き時間を利用して運行。1日1往復を原則に、現在6路線を運行している。



高速バス

日田市内と九州各地を結び、高速道路等を利用する長距離路線バス。市外に行く場合や通勤通学、日田への観光等に利用されている。

日田市の公共交通一覧▶



現在、公共交通の運行のために、

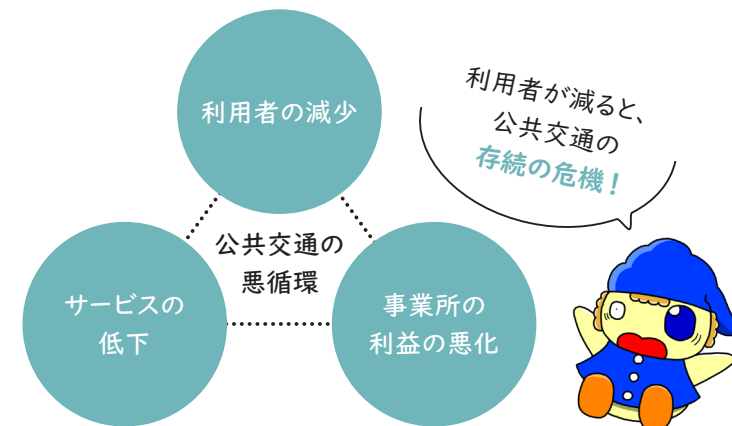
市の公費が1年間で約 **1億6千万円**

使われています。

また、その額は年々増加しています。

令和7年度以降、現在の公共交通の利用状況を踏まえ、利用者の少ない路線を見直します。

今は車を運転している人も、免許証を返納する頃には、路線がなくなっているかもしれません。



しかし、利用者が増えれば、
路線の維持につながります

地区(エリア)別に、こんな公共交通が走っています

咸宜     

桂林    

日隈  

若宮     

三芳    

高瀬   

光岡     

朝日  

三花   

西有田  

東有田  

小野 

大鶴  

夜明   

五和  

前津江 

中津江 

上津江 

大山  

天瀬   

公共交通を利用するメリット4選

01

自由な時間

自由に過ごすうちに
目的地に到着
時間を有効活用できる

02

安心安全

車を運転することによる
事故のリスクを
回避できる

03

環境に優しい

輸送量当たりの
バスのCO₂排出量が
自家用車の半分以下

04

健康に良い

歩く機会が多くなり
日常的な運動量が
増加する

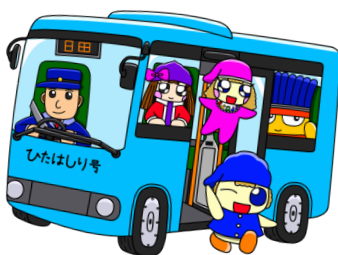
乗って守る公共交通

3月26日(水)に開催された、大鶴の住民グループ「ばあばのOgosso」による「BRT お買い物ツアー」。参加者の黒木さん(鶴河内町在住)に密着取材してきました！

BRT
お買い物ツアー

自宅から大鶴駅まで距離があるため、いつもは車で市街地まで来る黒木さん。今回、初めてデマンドタクシーとBRTを利用しました。

出発～♪



デマンドタクシーに乗車



乗車時間6分

大鶴駅でBRTに乗り換え



乗車時間46分

JR日田駅に到着



レストランで食事会



買い物・商店街を散策



JR日田駅でBRTに乗車



乗車時間43分

名本駅に到着



乗車時間5分

解散 デマンドタクシーで自宅へ

移動時間 計100分
乗車料金 計1,080円

※令和7年3月26日現在の料金。

その他の参加者の声

公共交通を使ったまちの散策で、車では立ち寄る機会がなかった個人商店に行けたのが良かったです。



駅の近くに自宅がある人にとっては、BRTの存在は大きなメリットだと思います。



デマンドタクシーは、利用しやすい路線がある一方、乗り換え等で不便に感じる路線もあり、もっと便利になるといいです。



わたしの時刻表 作ってみませんか？

「買物や病院に行きたいが、どこからどう乗れば良いのか分からない」「生活をするために利用できる公共交通を知りたい」

そんなときに、あなたの生活にあった“わたしの時刻表”を作成できます。

下記窓口に、是非ご相談ください。

地域振興課公共交通係(市役所6階)

Q

車の維持費を考えたことはありますか？

1,000ccの車(購入費95万円のコンパクトカー)の場合

◎持っているだけでも 年間42万円

◎一生懸命、節約して乗って
年間55万円

保険代
税金
駐車場代
ガソリン代
車両代・修理代

購入から廃車までの平均費用 500万円

参照／(一社)日本モビリティ・マネジメント会議ホームページ
(<https://www.jcomm.or.jp/document/guidance/cost/>)

タクシー(大分県のおおよその運賃)の場合

1km 550円 2km 900円

3km 1,200円

(160mごとに50円ずつ上がる)

迎車料金300円/1回

3kmの距離を週3回往復利用しても 年間46万8千円

参照／(一社)大分県タクシー協会ホームページ
(<https://www.oitakentaxi.jp/fare-rates/>)

担い手として守る公共交通

地域の人々の移動を支える公共交通。それらの運転手は、地域の縁の下の力持ちとしての役割を担っています。

しかし、今、そんな運転手が足りなくなり、路線の廃止や減便につながっていることを知っていますか。運転をしてくれる運転手がいるからこそ、通勤・通学、病院や買物に行くことができるのです。

近年、女性でも働きやすい職場環境を整えている企業も増えており、女性の採用も進められています。

また、就職後に第二種運転免許の取得を支援する企業もあります。

「運転が好きなあなた！」

好きなことを通じて、
地域を支えてみませんか？」

運転手になって
公共交通を守ろう！



バス運転手

日田バス(株)



田島さん

バスの運転手は、今まで知らなかったことや、まちの情報を聞くことができ、新しい発見が多いです。勤務はシフト制ではあるものの、会社と相談できるので、希望する働き方ができます。是非、一緒に働きませんか？

タクシー運転手

イサゴタクシー(株)



ドライバーの皆さん

自分の生活スタイルに合わせた働き方ができます。職場の雰囲気は明るく、分からない場所に行く際も先輩が優しく教えてくれます。人と話すのが好きで、運転が苦ではない人におすすめの職業です！

